

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、小林一三による創業以来、「健全な娯楽を広く大衆に提供すること」を企業の使命とし、「吾々の享くる幸福はお客様の賜ものなり」の価値観を共有しつつ、「朗らかに、清く正しく美しく」を行動理念として、すべてのステークホルダーの皆様信頼され続ける企業でありたいと考えております。

そのために、経営の重要課題のひとつとしてコーポレート・ガバナンスの充実を位置づけ、取締役会における迅速かつ適正な意思決定及び経営の透明性確保、監査体制の充実等に取り組んでおります。

また、「東宝憲章」「東宝人行動基準」を制定し、コンプライアンスの意義をグループ従業員に周知徹底すると共に、グループ全体での内部統制システムやリスク管理体制の構築・整備に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪急阪神ホールディングス株式会社	22,807,820	12.06
阪急不動産株式会社	15,150,710	8.01
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	13,664,280	7.23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,305,516	3.86
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	4,940,000	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,724,500	2.49
株式会社TBSテレビ	4,521,500	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,470,500	1.83
株式会社丸井グループ	3,223,500	1.70
一般社団法人映画演劇文化協会	2,965,880	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場会社としてスバル興業株式会社(東証1部)がありますが、当社は従来より子会社の独立性を尊重し、自主経営を支援してまいりました。スバル興業株式会社とは映画の賃貸借等の一定の取引がありますが、当社会社であるための制約はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
角 和夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角 和夫		同氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。	同氏は電鉄・不動産・エンタテインメント・ホテル等の幅広い事業を展開する企業集団を率いる経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対する適切な助言と清新な意見を期待し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は社長直轄組織として内部監査室を設置し、内部統制全般の整備および運用を推進しております。内部監査室は専任スタッフ4名が従事しております。

内部監査室は、監査役と定期的に会合をもち、内部統制の整備および運用に関し必要に応じ指導を受ける等適宜情報の交換・共有を図っております。

内部監査室は財務報告に係る内部統制の有効性評価の結果を監査役に適宜報告しております。また、同室が事務局である内部統制委員会においても常勤監査役が出席しております。

今後も内部監査室を中心として監査役との連携の下に、当企業集団の各業務について適法性・妥当性の検証を通して改善指導をおこなうべく、内部統制の有効性評価をおこなってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
----------	----

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 節	他の会社の出身者													
山下順弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 節		同氏は、株式会社パレスホテルの代表取締役会長であります。当社は同社との間に宿泊等の一般的な取引がありますが、株主・投資者に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は当社と異なる業種の企業経営に長く携わり、財務及び会計に関する知見を有することから社外監査役として適任であるとともに、当社と同氏が代表取締役会長を務める株式会社パレスホテルとの間に同氏の独立性に影響を及ぼす関係がなく一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
山下順弘		同氏は、株式会社竹中工務店の顧問であります。当社は同社に建築工事等の発注をしておりますが、その取引額は、同社の連結売上額の1%未満であり、株主・投資者に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は当社と異なる業種の企業経営に長く携わった経験・知見から社外監査役として適任であるとともに、当社と同氏が顧問に就任している株式会社竹中工務店との間に同氏の独立性に影響を及ぼす関係がなく一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

自発性と責任感を重んじる企業風土の中で、報酬の業績との連動が少なくとも各取締役が自主的に業績の向上・効率化の推進に邁進してきた歴史があり、過度のインセンティブは経営の近視化やコンプライアンス・リスクなどの弊害が考えられるため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額は344百万円、監査役の年間報酬総額は42百万円であり、そのほか社外役員分は取締役1名、監査役2名の計3名につき22百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については役員規程において当社及び当社グループの業績、当該役員の職務の内容及び実績、世間水準並びに従業員給与とのバランスを総合的に勘案し、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、取締役については取締役会で審議の上、監査役については監査役の協議により決定することと定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が、円滑に経営に対する監督と監視を実行し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に十分な役割を果たせるよう、内部監査室及び会計監査人との連携の下、随時必要な資料提供や事情説明を行う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役設置会社であり、取締役15名、監査役4名により構成されております。この内、社外取締役は1名、社外監査役は2名選任しており、経営監督機能の強化に努めております。

取締役会は原則として月1回開催し、「取締役会規則」「役員規程」に基づき、取締役相互の監督及び監査役による取締役の職務執行の監査により、その適法性を確保しております。また、業務執行上の意思決定の迅速性を図るため、常勤の取締役・監査役による当務役員会を原則として週1回開催しております。

また、当社グループ全体の内部統制システムを整備・強化すべく「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。この規程における体制として、グループ全体のリスクマネジメントを統括する「リスクマネジメント会議」を設置するとともに、その下に法令・企業倫理等の遵守を推進する「コンプライアンス委員会」と財務報告に係る内部統制を推進する「内部統制委員会」の2つの組織を設置しております。また、東宝本社各部門、グループ各社にはリスク担当者を置き、グループ全体でのリスク管理体制を確立・整備しております。その他、リスク発生時の報告・連絡体制を整備・徹底している他、本社に通報・相談窓口を設け、内部通報制度の適切な運用にも努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社として、社外取締役1名及び社外監査役2名により、役員会において適宜新鮮な指摘を受け、清新な審議を行っており、経営の意思決定の迅速性、ならびに取締役の職務の執行の監督は適切に確保されております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は第126回定時株主総会(平成27年5月28日開催)に係る招集通知の発送を法定期日より5日早めて行いました。
その他	招集通知をホームページ上に掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストを対象に決算説明会を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは http://www.toho.co.jp/company/ であります。同ページに掲載している資料は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び半期報告書、FACT BOOK(アナリスト向け資料)、決算説明資料、中期経営戦略、招集通知であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部に「広報・IR室」を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2004年に制定した「東宝憲章」により規定しております。
その他	当社では、女性の活躍促進に向けて、人事管理制度・評価制度を整備し、性別の区別なく、実力や成果に応じた評価、人材活用を行っています。また、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備にも積極的に取り組んでいます。育児休職、時短勤務、失効年休の活用など法定基準を上回る制度を整えるだけでなく、制度紹介のリーフレットを作成して従業員に周知し、制度を利用する従業員には人事担当者が個別面談を実施して細やかにフォローしています。こうした取り組みにより、近年では出産した社員の全員が育児休職を取得し、職場に復帰する風土が定着しています。 なお、従業員女性比率は34.3%、管理職女性比率は16.5%となっています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では2015年6月23日の取締役会において、法令に従い「内部統制の体制の基本方針」について改定決議を行いました。この決議に基づき、グループ全体での内部統制システムの体制整備及び適切な運用に努めております。その内容は次の通りです。

1 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取締役・従業員は、当社グループの行動理念「朗らかに、清く正しく美しく」の下、「東宝憲章」および「東宝人行動基準」に基づき、その職務の執行にあたり法令・定款・企業倫理の遵守に努める。
- (2) 当社取締役会は、「取締役会規則」および「役員規程」に基づき、取締役相互の監督および監査役による取締役の職務執行の監査により、その適法性を確保する。
- (3) 当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備するため、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社内に「コンプライアンス委員会」を設置する。「コンプライアンス委員会」は、事務局を当社法務部に置き、法令遵守と企業倫理の周知に関する事項、通報・相談に対する調査およびその処置に関する事項をおこなう。「コンプライアンス委員会」の議事内容は、「リスクマネジメント会議」を通じて、当社取締役会および監査役に報告する。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する当社グループ全体の内部通報制度として、当社内に通報・相談窓口を設け、「リスクマネジメント基本規程」に基づき同窓口を公正に運用する。

2 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」および「電子情報資産管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループ全体のリスク管理体制を整備するため、「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社社長を議長とする「リスクマネジメント会議」を設置する。「リスクマネジメント会議」は事務局を当社総務部に置き、当社グループのリスクマネジメントに関する方針と体制を決定する。
- (2) 「リスクマネジメント基本規程」において、当社グループにおいてリスクが顕在化した場合の報告経路を定める。「リスクマネジメント会議」の事務局がすべてのリスク情報の集約窓口となり、「リスクマネジメント基本規程」の定めるところに従い、情報を漏れなく伝達する体制を確保する。
- (3) 当社グループにおいて事業継続の危機や多大な経済的損失につながりかねない事態が発生した場合は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害の拡大を最小限にとどめるよう努める。
- (4) 当社グループ全体の財務報告に係る内部統制体制構築のため、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社内に「内部統制委員会」を設置する。「内部統制委員会」は、事務局を当社内部監査室に置き、財務報告に係るリスクの情報収集とその対応策、財務報告に係る内部統制システムの構築推進および運用に関する事項をおこなう。「内部統制委員会」の議事内容は、「リスクマネジメント会議」を通じて、当社取締役会および監査役に報告する。

4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 当社取締役会において、当社グループにおける中期経営戦略を策定し、経営理念、経営戦略、経営数値目標および資本政策を明確化する。また、中期経営戦略の具体化を図るため、事業年度ごとにグループ社長会等を通じて当社グループの経営方針を当社グループ各社に伝達し、その経営計画に反映させる。
- (2) 当社取締役会は原則として毎月1回開催し、「取締役会規則」に基づき重要な業務執行の意思決定をおこなう。取締役会付議事項に該当しない重要事項については、「当務役員会規則」に基づき、原則として週1回開催される常勤取締役・常勤監査役で構成する当務役員会において決議し、意思決定の迅速化を図る。
- (3) 当社取締役会において、取締役に対し、事業または業務ごとに担当を委嘱し、「決裁規程」に基づき、当該部門における一定の決裁権限と管理責任を与えることにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- (4) 当社に子会社の経営管理を担当する取締役を置く。当該取締役は、子会社の経営状況および取締役の職務執行状況につき、定期的に当社社長および取締役会へ報告するとともに、子会社の取締役に対し、適宜必要な助言・指導をおこない、これにより、当社グループ全体として効率的な職務執行を確保する。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営管理体制を整備するため、「グループ経営管理規程」を定め、これに基づき、当社と子会社の意思決定における権限区分を明確化するとともに、子会社の経営上の重要事項の決定にあたっては、当社への事前決裁または連絡・報告を義務づける。
- (2) 「グループ経営管理規程」において、当社グループ全体のリスク管理体制(コンプライアンス体制・内部統制体制を含む)を明確化し、グループ一体となって運用できるよう子会社の取締役・従業員に周知・徹底を図る。
- (3) 「グループ経営管理規程」において、子会社を統括する部署(経営企画部)やグループ社長会・グループ担当者会議等の会議体について定め、グループ間の指示・伝達、情報共有・意思疎通が効率的に行われる仕組みを整備する。
- (4) 当社グループの業務の適正を確保するため、当社内部監査室が「内部監査規程」に基づき、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について内部監査をおこなう。内部監査の結果は、リスクマネジメント会議を通じて、当社取締役会および監査役へ報告する。

6 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 「東宝憲章」および「東宝人行動基準」に反社会的勢力の排除を明記し、当社グループの取締役・従業員に周知・徹底を図る。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携して毅然とした対応をとる。

7 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性および監査役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性を確保する体制

- (1) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員から監査役補助者を任命することができる。
- (2) 当社監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定し、取締役からの独立性を確保するものとし、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

8 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役・従業員がコンプライアンス違反、内部統制違反その他これに準ずる事実を知った場合は、「リスクマネジメント基本規程」に定める報告経路にかかわらず、直接、当社監査役に報告することができる。
- (2) 上記の報告をおこなった当社グループの取締役・従業員が当該報告をおこなったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁じ、その旨を「リスクマネジメント基本規程」に明記する。

9 監査役への監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 当社監査役は、当社取締役の職務の執行を監査するため、取締役会の他、重要な会議体へ出席し、必要な書類の閲覧等をおこなうことができる。また、子会社の取締役・従業員に対して、直接または当社経営企画部を通じて、業務執行に関する報告、説明および関係資料の提出を求めることができる。
- (2) 当社監査役は、会計監査人および当社内部監査室との連携を密にし、効率的かつ効果的な監査をおこなう。
- (3) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該費用が明らかに監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、当社がこれを負担するものとし、速やかに精算をおこなう。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保するために必要な事項であることを取締役、使用人及び当企業集団のすべてにおいて深く認識し、その被害防止に向けて体制の整備を行っております。

「東宝憲章」「東宝人行動基準」に反社会的勢力排除を明記し、徹底を図っております。

統括部署を定めるとともに、所轄警察、弁護士と緊密な連携をとり、常に情報の収集を行っております。

対応マニュアルを作成し企業集団内に配布するとともに、対策ビデオの視聴等の研修会を定期的に行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

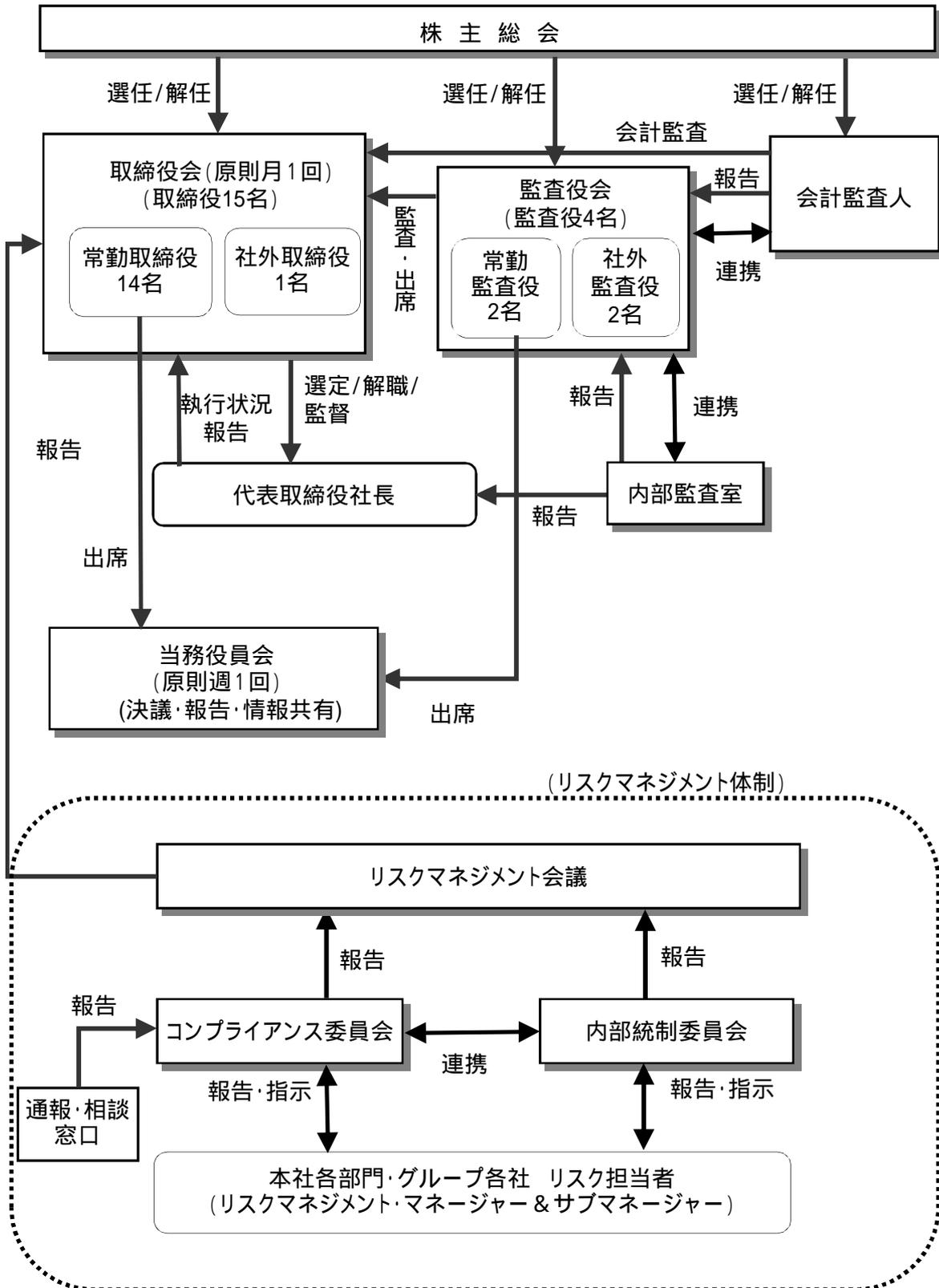
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

東宝株式会社



適時開示に係る社内体制

決算情報（決算期 2月）等

経理財務部門 計算書類・附属明細書作成

取締役会 計算書類の承認 附属明細書の承認

会計監査人 監査・監査報告

監査役会 監査・監査報告

決算取締役会

開示担当部門 情報開示
（総務部広報・IR室）

四半期決算時や業績予想の修正も、本決算の体制に準じて適時開示を行っています。また投資家向けの情報として、期末に「FACT BOOK」を、四半期ごとに「決算説明資料」を東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム：TDnet」や当社ホームページ上にも開示し、広く縦覧に供しています。

その他の情報

当該情報の所管部門

取締役会・当務役員会等

開示担当部門 情報開示
（総務部広報・IR室）

事業所の再開発情報、株式に関する情報、子会社関連の情報などその他の会社情報につきましても、発生の都度取締役会や当務役員会等での承認の後、速やかに開示しています。

決算情報等、その他の情報とも必要に応じて、開示当日に担当役員が兜倶楽部等で会見を開き、正確な情報をよりスピーディに提供しています。

以上